

関係各位

東京大学地震研究所長
佐竹 健治

2023年度地震研究所共同利用・特定共同研究課題登録の公募について（通知）

平素より地震研究所(以下、本研究所という)共同利用につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本研究所では、毎年、各種の共同利用・共同研究を行っておりますが、そのうち特定共同研究(A)・(B)・(C)については、年に1回登録課題を公募し、その登録された研究課題に対して、全国より研究参加者・研究分担者を公募する形式をとっております。

つきましては、2023年度共同利用・特定共同研究課題の登録を行いますので、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

特定共同研究(A)・(B)・(C)の説明については(備考)をご参照ください。

記

1. 登録事項：特定共同研究(A)、特定共同研究(B)、及び特定共同研究(C)の研究課題
2. 登録資格：国内外の大学、国・公立研究機関の教員・研究者又はこれに準じる者(名誉教授・財団等民間団体や企業の研究者など)とします。
※若手研究者からの応募を歓迎いたします。
3. 登録方法：本状添付の種別に応じた指定の様式に記入の上、Web申請システムより提出してください。
様式は本研究所共同利用ホームページからもダウンロードできます。
(様式): https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application_form/#section1
(Web申請システム) : <https://erikyodo2.confite.atlas.jp/>
操作方法は下記、共同利用Q&A「よくある質問と回答」よりご参照ください。
共同利用(Q&A) : <https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/qa/>
4. 登録期限：2022年7月29日(金)

(備考)

1. 登録種別

特定共同研究(A)：

本研究所あるいは関係機関が全国規模で実施している「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)」などの既に共同利用経費以外の予算の裏付けのあるプロジェクトが登録課題の対象です。

登録課題に参加するための旅費を補助します。1課題当たりの経費の上限を1年につき30万円とします。研究期間は1年です。

特定共同研究 (B) :

現在は「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画 (第2次)」や委託研究等の事業費の裏付けがなく、将来事業 (大型プロジェクト等も含む) 化を目指す萌芽的な計画を対象とします。将来の地震・火山関連コミュニティーの活性化につながる計画を歓迎します。複数の機関からの参加者からなる研究者グループで実施され、国際的または多くの分野にまたがる学際的な研究課題の応募を期待します。研究期間は1年で、審査のうえ最長3年まで継続できます。本種別の登録課題に関しては、1課題当たりの研究費の上限は1年につき200万円とします。なお、費目としては旅費、消耗品費、役務費、単純労務謝金とし、備品費は原則として認めません。研究集会開催のみを目的とした課題は、9月～10月に募集予定の「研究集会」に応募してください。

2020年の公募より、次世代の研究者人材育成とキャリア形成支援を目的とし、若手研究者が主体となって実施する研究で、かつ研究代表者として申請した課題については、若手研究代表者からの申請であることを考慮した審査を行うことになりました。対象は、研究開始年度 (複数年度を予定している場合は初年度) の4月1日現在において、39歳以下、または博士学位取得後8年未満の研究代表者 (博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む) とします。該当する場合には、課題登録書にて申告ください。

特定共同研究 (C) :

共同利用経費以外の資金によって運営される共同研究プロジェクトが登録課題の対象です。共同利用経費からの配分はありません。研究期間は1年です。

2. 登録された研究課題の採否手続き

- (1) 登録された研究課題は、2023年度の本研究所共同利用公募要項に添付して、本年9月上旬に、全国の関係機関に発送いたします。
- (2) 全国の研究者に対し、登録された研究課題の分担研究者として参加する方を公募いたします。その際分担する役割、必要経費等を明示していただきます。
- (3) 本研究所は、とりまとめた応募書類を研究代表者に送り、研究代表者は要求をとりまとめて全体計画書 (計画調書) を本研究所研究支援チームに提出していただきます。
- (4) 計画調書は、共同利用委員会の審査を経て採否が決定されます。

3. 補足事項

- (1) 課題登録者も、「承諾書」「研究倫理に関する誓約書」をご提出いただくこととなります。
- (2) 採択されて、本研究所の共同利用で行われた研究に関する論文等を発表する場合は、謝辞に「東京大学地震研究所共同利用により援助を受けた」旨を記載することが、義務となります。また、その別刷 (PDF、配布元 URL 情報でも可) やデータなどを、本研究所の研究支援チーム (共同利用担当) へ必ず提出してください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 本研究所は、取得した個人情報を、共同利用・共同研究事業の適正な遂行のために利用します。上記利用目的には、当該事業の実績報告書における所属機関、職名、氏名等の掲載や、国の機関等における閲覧用の公開を含みます。
- (2) 本研究所は、取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律第18条第3項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、同法第27条第1項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者への提供はいたしません。

参考：個人情報の保護に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

- (3) 本研究所は、取得した個人情報について、本人から開示、内容の訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、本学の個人情報開示等に関する規則の定めるところにより、速やかに対応します。

【問い合わせ先】

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学地震研究所研究支援チーム

(共同利用担当)

電話：03-5841-1769, 5710

E-mail：k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp